

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 3 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 1 件

福井国民年金 事案 116

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

私ども夫婦は、昭和 46 年に市役所で国民年金の加入手続を行った。私は、国民年金加入期間中、必要年数の 25 年間に 1 か月でも不足すると、国民年金が支給されないと思い、2 年分ぐらい余裕があるつもりで納付していた。

夫婦の保険料を私が一緒に納めたのに、私の分だけ保険料が未納とされていることに納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 12 か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している(第 3 号被保険者期間を含む)。

また、申立人が保険料を一緒に納付していた申立人の夫については、国民年金に加入した昭和 46 年 4 月以降、厚生年金保険の加入期間を除いて、保険料をすべて納付している上、36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料を特例納付するなど、申立期間当時以降、申立人は納付意識が高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されており、社会保険庁の特殊台帳によって判明する納付日を見ると、夫婦同一日に納付されていることが確認できることから、申立期間当時、申立人が基本的に夫婦の国民年金保険料を一緒に納付していたと考えられるところ、申立期間について申立人の夫の保険料のみが納付されているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井国民年金 事案 117

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年3月までの期間及び38年4月から39年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年10月から37年3月まで
② 昭和38年4月から39年3月まで

私は、平成20年1月に社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間①及び②について未納である旨の回答を受けた。

私と夫は、当該申立期間はそれぞれ別の会社で働いていたが、厚生年金保険に未加入であったため、申立期間当時の国民年金保険料については、夫の母親が、夫と私の国民年金保険料を一緒に納めてくれていた。

夫の保険料が納付済みで、私の保険料だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料は、申立期間を除き、国民年金加入期間についてすべて納付されている。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されている上、納付日を確認できる昭和40年度及び41年度の国民年金保険料は、いずれも夫婦の保険料が同一日に納付されているなど、申立期間当時、申立人及びその夫の保険料を納付していたとする夫の母親が、基本的に夫婦の保険料を一緒に納付していたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、申立人及びその夫の保険料を夫の母親が納付していたと主張しているところ、申立人の夫の保険料の納付記録をみると、昭和36年4月から43年12月までの国民年金保険料をすべて納

付している上、申立人の申立期間である 36 年 10 月から 37 年 3 月までの期間及び 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間の国民年金保険料を 46 年 7 月 23 日に特例納付しており、申立人の申立期間の保険料のみを納付していないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福井厚生年金 事案 117

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和17年7月30日、資格喪失日は19年1月1日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年7月30日から19年1月1日まで
私は、昭和17年7月30日に徴用され、A株式会社に入社し、兵器の製造に携わり、18年12月末にB兵団に入団するため退職した。
私と一緒に徴用動員で勤務した元同僚たちは厚生年金保険の加入記録があるのに、私に厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。
私の送別会において同一班の同僚と一緒に撮影した写真（写し）を添付するので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言及び申立人が提出した写真に申立人と一緒に撮影されている同僚の厚生年金保険被保険者記録から、申立人が申立期間においてA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社の申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、戦災でほとんどが焼失しており、申立人が入社した昭和17年7月30日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者に係る記録が存在しない上、社会保険事務所が戦後編纂した同名簿は、同事業所に勤務していたことが判明した被保険者から順次追記しているものと考えられ、完全な記録とは言い難いものとなっている。

さらに、申立人と業務内容や勤務形態が同質の同僚7人（上記写真に撮

影されている者)のうち5人、このほかに申立人が挙げた同僚3人については、労働者年金保険適用時(昭和17年6月1日)又は同事業所への入社時(昭和17年7月30日)に被保険者資格を取得していることが確認することができる。これらの被保険者の中には、事業主が保管する従業員名簿(以下「終戦時名簿」という。)に基づき、申立期間当時の厚生年金保険被保険者の資格を取得した者も認められることが社会保険事務所への照会結果から確認することができる。

加えて、終戦時名簿に申立人の名前は確認できないが、当該名簿は戦後のA株式会社に在籍する従業員を基に作成されたものである旨事業主が回答していることから、終戦時名簿を作成する前に退職した従業員については、同名簿に登載されていない可能性を否定することができない。また、正社員であれば、昭和17年に労働者年金が適用となった時から入社した者は全て加入させていたと事業主は証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和17年7月30日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、19年1月1日に資格を喪失したものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、被保険者名簿が存在しないため申立期間当時の標準報酬月額の認定が困難であることから、同僚の社会保険庁のオンライン記録と同様に、厚生年金保険の年金額の計算に当たって昭和44年11月以前の標準報酬月額で1万円に満たないものは1万円として計算するとされている厚生年金保険法等の一部を改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に基づき、1万円とすることが妥当である。

福井厚生年金 事案 118

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を48,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月31日から同年9月1日まで
平成20年11月25日に社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和45年8月31日から同年9月1日までの期間が被保険者期間となっていない旨の回答を受けた。

私は、A株式会社で昭和37年3月15日から58年12月10日まで継続して勤務しており、同社B支店から本社への転勤に伴い、45年8月31日に資格喪失されていることに納得がいかず、同年9月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事発令及び雇用保険の記録等から、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和45年9月1日にA株式会社B支店から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年4月の社会保険事務所の記録から48,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、一方で、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書（A株式会社B支店による資格喪失日：昭和

45年8月31日)を所持しており、これまでの調査結果を総合的に判断すると、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年8月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、当該事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福井国民年金 事案 118

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月及び同年3月、7年2月及び同年3月、8年2月及び同年3月、9年2月及び同年3月並びに10年2月及び同年3月の付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月及び同年3月
② 平成7年2月及び同年3月
③ 平成8年2月及び同年3月
④ 平成9年2月及び同年3月
⑤ 平成10年2月及び同年3月

平成20年に社会保険事務所で年金裁定請求をしたところ、申立期間（平成6年から10年までの5年間の毎年2月及び3月、計10か月）については、定額保険料は納付済みとなっているが、付加保険料は納付されていない旨の回答を受けた。

私は、昭和56年10月に付加保険料納付の申出を市役所で行い、私と夫の夫婦二人分の国民年金保険料（付加保険料を含む）を市から送られてきた納付書により金融機関で定期的に納めてきたので、このような記録になっているはずが無く、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人とその夫の国民年金保険料（付加保険料を含む）を一緒に金融機関で納付していたと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録において、夫婦の納付日が確認できる平成9年度以降についてみると、平成9年度から11年度までの期間において夫婦同一日の納付が一度も無いなど、必ずしも夫婦同一の納付日となっていないことが確認できる。

また、オンライン記録における申立人の国民年金保険料（付加保険料を含む）の納付状況をみると、申立期間①及び②は現金納付（過年度納付で

あることが確認できるが、納付日の記録は無い。) 、申立期間③は平成8年7月9日納付、申立期間④は9年6月20日納付、申立期間⑤は10年7月3日納付となっており、いずれも法定納付期限後に、当該申立期間に係る定額保険料を過年度納付していることが確認することができる。

さらに、申立期間当時の国民年金保険料の法定納付期限は翌月末日であり、市町村取扱いの納付通知書による当年度の納付期限は毎年度4月末日であることから、翌年度5月1日以降は、当年度の国民年金保険料（付加保険料を含む）を市町村取扱いの納付通知書により納付することができず、申立人は、別途社会保険事務所が発行した納付書により過年度の定額保険料を現金納付したものと考えられる。

加えて、申立期間が複数の年度の2月及び3月であり、これだけの回数
の事務処理を行政が続けて誤ることも考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井国民年金 事案 119

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで

私が平成 10 年に社会保険事務所で年金裁定請求をした際、昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの期間が未納となっている旨の回答を受けた。

私は、昭和 46 年 3 月ごろ父から「将来年金を受け取ることができるように、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をさかのぼって全額納付した。」と聞いたことがある。申立期間当時、私の父は、家族（私の母及び妻）の保険料を納付組織の集金により納付していた。

申立期間の私の国民年金保険料については、私の父が全期間納付してくれているはずであり、未納期間があるということに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、父が国民年金加入手続を行い、国民年金保険料をさかのぼって全額納付したと主張しているところ、社会保険庁が保管する国民年金手帳記号番号払出簿、オンライン記録及び市町村の国民年金被保険者名簿をみると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 6 月 6 日に払い出されており、36 年 4 月にさかのぼって資格取得したことが確認できる。この払出日を前提とした場合、申立期間の保険料については、特例納付や過年度納付による方法以外では納付することができないが、申立期間の保険料を納付していた申立人の父は昭和 59 年に亡くなっており、具体的な納付方法について確認することができない。

また、申立人の父が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人自身は国民年金の加入手続等に直接関与していないため、具体的な納付状況が不明であり、

ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間について、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧したが、申立人の氏名を確認することができず、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 9 月から 19 年 7 月まで
② 昭和 19 年 10 月から 23 年 9 月まで

私は、昭和 18 年 9 月から 19 年 7 月までの間、A 市の(株) B の現場監督として働いていた。その後、(株) C の社長からの誘いにより 19 年 8 月に同社へ入社した。勤務地は、D 県 E 郡 F 村で工事監督として従事した。

昭和 19 年 11 月中旬に出征命令を受け、同年 12 月 2 日に入営した。入営から復員した 23 年 9 月ごろまでの間、留守宅へ給与・賞与等が送金されてきていた。

社会保険庁の年金記録では、(株) B 及び(株) C の記録が無いので、当該申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の事業所における工事現場の場所や作業従事内容等を詳細に記憶していることから、当該両事業所において工事に従事していたと考えられる。

しかし、両事業所に対して、申立期間に係る人事発令書類、社員配置名簿及び賃金台帳などの有無等を照会したが、申立期間当時の関係資料は全く残されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

また、申立人が記憶していた(株) C の申立期間当時の経理担当者について年金記録を確認したが、同人は国民年金の 10 年年金の受給者であり、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、(株) B 及び(株) C の関係社会保険事業所に対して、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の有無等を照会したほか、社会保険庁オンラインによって当該両事業所の職歴審査照会（個人情報）を行ったが、申立人の記録は確認できず、申立人の氏名について、複数の読み方で検索したが、申立期間における申立人の氏名は確認できない。

加えて、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。